

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	宮崎県	執行機関名 新富町長
3. 市区町村名	新富町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/3894.htm	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	新富町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年新富町条例第10号)による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年新富町条例19号) 別表第1 第2の項 新富町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年新富町条例第10号)による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	新富町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年新富町条例第10号)
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の <u>福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭及び父母のない児童</u> (以下「ひとり親家庭等」という。)の医療費の一部を助成することにより <u>ひとり親家庭等の健康増進と福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新富町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年新富町条例第10号) 新富町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(昭和57年新富町規則第2号)